

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 5 日現在

機関番号：34310

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2011～ 2012

課題番号：23820067

研究課題名（和文） 東南アジアのファトワー
—ウラマーのネットワークとイスラーム法学の受容・展開—

研究課題名（英文） Fatwa in Southeast Asia:
Network of Ulama and Development of Shariah Interpretation

研究代表者

塩崎 悠輝 (SHIOZAKI YUKI)

同志社大学・高等研究教育機構・助教

研究者番号：00609521

研究成果の概要（和文）：

図書『マイノリティ・ムスリムのイスラーム法学』を刊行するとともに、東南アジアにおけるウラマー（イスラーム学者）のネットワークとイスラーム法解釈の発展に関する発表を、中東学会をはじめとする国内の学会、ワークショップや英国、オックスフォード大学、エジプトのカイロ大学、シンガポール国立大学、ブルネイ大学等の国際会議で発表した。

研究成果の概要（英文）：

A book *Islamic Law for Minority Muslims* – edited by Shiozaki Yuki – was published in June 2012. Researches on Ulama Network and Islamic Law interpretations were presented in Tokyo, Kyoto, Oxford, Cairo, Singapore, and Brunei.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2011 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2012 年度	1,200,000	360,000	1,560,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学・宗教学

キーワード：東南アジア、イスラーム法学、ウラマー、ファトワー

1. 研究開始当初の背景

中東と東南アジアの間のウラマーの往来に関する先行研究としては、Azyumardi Azra (2004) *The Origins of Islamic Reformism in Southeast Asia: Networks of Malay-Indonesian and Middle Eastern 'Ulamā in the Seventeenth and Eighteenth Centuries*. ならびに Md. Sidin Ahmad Ishak and Mohammad Rezuan Othman (2000) *The Malays in the Middle East: With a Bibliography of Malay Printed*

Works Published in the Middle East. 等がある。中東から東南アジアへのイスラーム諸学の影響に関する研究としては、Riddell (2001) *Islam and the Malay-Indonesian World: Transmission and Responses* があるが、スーフィズム思想、もしくはタフシール（クルアーン解釈）に焦点を当てたもので、イスラーム法学（フィクフ）の発展やハディース学を対象にした先行研究は少ない。特にシャーフィイー派フィクフの中東から東南アジアへの影響に関する研究は、世界的にも

極めて限られている。一方、南アジアから東南アジアへのイスラーム学上の影響に関する研究は極めて少ない。本研究では、これらの先行研究では研究されていない、中東および南アジアから東南アジアへのイスラーム法学上の影響について研究した。

東南アジアにおけるイスラーム法学と国家の関係についての研究には、Hooker(2003) Indonesian Islam: Social Change Through Contemporary Fatāwā 等があるが、政府により管理されたファトワー布告制度やシャリーア裁判所のみを対象としたものであり、民間を含めた地域全体の法学の発展を踏まえた研究ではない。また、東南アジアのイスラーム法に関する先行研究としては、Hooker (2003) Islamic Law in South-East Asia 等がある。しかしながら、Hooker の研究は主に国家の公的機関が出したファトワーと国家の制定法を対象としたものである。本研究では、公的機関によるものを含めファトワーをその文面のみからではなく、背景となる社会、政治情勢を踏まえて分析した。また、シャリーアが部分的に反映されているとされる制定法だけでなく、中東や南アジアとの交流も含めた東南アジアにおけるイスラーム法学の受容と発展の度合いを踏まえた上で、様々な個人や機関から出されるファトワーを分析した。

申請者は、これまでの研究でウラマーの活動について研究する過程で、ウラマーの主要な活動であるファトワーが国家によって大きく制限されていることを認識した。イスラームと近代国家の関係を研究するに際しては、政府に反映されているイスラーム的要素を検証するだけでなく、在野のイスラーム活動におけるイスラーム法学の受容と発展、特にウラマーの活動についても研究しなければ、イスラーム行政等において国家がとってきた対応の意味も理解できない。また、申請者はマレーシアのファトワー管理制度を研究することを通して、東南アジアにおけるイスラーム法学の重要性は権力関係等のムスリム社会のより深い背景を踏まえねば明らかにできないことを理解した。さらに、東南アジアにおけるイスラーム法学を理解するためには、中東、南アジアとの間でのウラマーのネットワークを研究することが不可欠である。本研究は、これらの課題をファトワー等の資料の収集・分析と現地でのフィールドワークを通して研究し、これまでの研究成果を発展させるものである。

2. 研究の目的

申請者の研究目的は、東南アジアのウラマーが、近代国家という新しい制度が成立した時期に、いかにして中東から伝来したイスラーム法学を継承・発展させてきたのかを明ら

かにすることである。これからの研究では、ムスリム社会の近代への対応の中でもイスラーム法（シャリーア）に基づくこととする動き、特にシャリーアを探究する諸学に従事するウラマー（イスラーム学者）の活動に焦点を当てる。ウラマーと国家の関係を明らかにするための具体的な研究目的は以下の三点である。

(1) 東南アジアのウラマーがどのようなファトワー（教義回答）を出してきたのかを明らかにすること（19世紀末から現在までを対象とする）

(2) 東南アジアにおけるイスラーム法学の受容と発展の経緯を明らかにすること

(3) 近代国家によるイスラーム活動の取り込みとウラマーの教育・社会・政治活動の内実を明らかにすること

3. 研究の方法

東南アジアのファトワーを分析するとともに、ウラマーがファトワーを出す背景としてのイスラーム法学と中東・南アジアからの影響および現地の社会・政治情勢、権力関係に関して調査し、近代化が進んできた東南アジアにおけるウラマーの対応を明らかにした。そのためにジャウイ文献を含むマレー語、インドネシア語、アラビア語のファトワーおよびイスラーム法学に関する文献を分析するとともに、東南アジア、中東、南アジアのウラマーに聞き取り調査を行った。

(1) インドネシア、マレーシアの現地で19世紀末から現在までに至るファトワーを収集した。ファトワーは、政府の公的機関によるもの、ウラマー個人によるもの、様々なイスラーム団体によるものを対象とする。特に国家とウラマーの間に緊張関係をもたらしたファトワー、例えばイスラーム主義勢力による反乱や政府の都合で伝統的なフィクフ解釈に改変を迫られたケース等に注目した。

(2) ファトワーの背景となっているイスラーム法学に関する文献の収集・分析した。(1)で収集したファトワーの出された背景となっていると思われるイスラーム法学文献を収集した。そのファトワーが扱っている問題に関するフィクフの定説、ファトワーの先例も収集し、分析した。さらにウラマーが留学等で得たイスラーム法学に関する知見を調査するため、伝記、新聞、雑誌を含む20世紀初め以来の文献を収集し、ウラマーに対する聞き取り調査を行った。

(3) ファトワーの背景である社会・政治情勢、権力関係を分析した。政治指導者、行政関係者、宗教者への聞き取り、政治活動や宗教活動の現場でのフィールドワークを行い、(1)で収集したファトワーへの反応に関するデータを収集した。同時に政党、行政、イスラーム諸団体からジャウイ（マレー語のアラ

ビア文字による表記) 文献を含む(1)で収集したファトワーに関係する一次資料を収集した。これらの資料には法律、綱領、行政、政治等に関するものが含まれる。

(1)、(2)、(3)を総合することで、ウラマーのネットワークと東南アジアへもたらされたイスラーム法学上の影響を分析した。

4. 研究成果

2012年度は、2011年度に引き続き東南アジアで調査を行い、その研究成果を図書や論文、国内、国外での学会や国際会議等において発表した。東南アジアのファトワーに関する調査およびウラマーへの聞き取り調査による研究で明らかになったのは、

- (1) アラビア半島のマッカは東南アジアで主流となっているシャーフイー派法学の学習における最大の中心地であったが、20世紀初めからその地位が揺らぎ、学習の中心地はエジプトのカイロへ移っていったこと
- (2) 20世紀初め以降、カイロから発信されたサラフィー主義は東南アジアでも広がっていったが、サラフィー主義は伝統的法学派やスーフィー教団を否定するため、東南アジアのシャーフイー派ウラマーから激しく批判されたこと
- (3) マッカとは別に、イエメンのハドラマウトもシャーフイー派法学の主要な中心地の一つであり、ハドラマウトから東南アジアへ移住したウラマーも、シャーフイー派法学の定着と発展に大きく貢献したこと

等である。

2012年度は、図書の発刊および学会等での発表を通して、東南アジアにおけるウラマーのネットワークとイスラーム法解釈の発展に関する研究成果を国内国外で発表した。

前半は、日本中東学会および上智大学やオックスフォード大学における国際ワークショップで口頭発表を行った。図書『マイノリティ・ムスリムのイスラーム法学』の編集および執筆にあたり、6月に発刊した。

後半は、2月、3月にマレーシア、インドネシアで現地調査を行った他、シンガポール、ブルネイでの国際会議で口頭発表を行った。3月には、同志社大学にてマレーシア国際イスラーム大学と共同での国際ワークショップを組織し、口頭発表も行った。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

- ① 塩崎悠輝、書評『William R. Roff Studies on Islam and Society in Southeast Asia』、査読

有、東南アジア—歴史と文化—、40号、167~170頁、2012年

[学会発表] (計6件)

- ① 塩崎悠輝、“A Mufti of Johor and His Defence of Traditional Shari’ah Interpretation: The Middle Eastern Upheavals and Shari’ah Interpretation among Malay Muslims in the 1930s” Seminar Antarabangsa Penyelidikan Mnegeai Melayu、2013.3、ブルネイ国立大学(ブルネイ)
- ② 塩崎悠輝、“Integration of Non-Muslims into the Islamic Public Sphere: Islamization and Repulsion in Malaysia after 1990s” International Conference “Religion, Secularity, and the Public Sphere in East and Southeast Asia”、2013.3、シンガポール国立大学(シンガポール)
- ③ 塩崎悠輝、“How to Categorize Non-Muslims in the Context of Islamic Jurisprudence?: Fatwas on Non-Muslims in Malaysian Society” Work Shop “Shariah, Governance and Interreligious Relations”、2013.3、同志社大学
- ④ 塩崎悠輝、“The Impact of Islam on the Japanese Wartime Policy during the Second World War: The Interaction in Southeast Asia”、2013.2、International Conference “Values in Religions”、カイロ大学(エジプト)
- ⑤ 塩崎悠輝、“The Transition of Islamic Learning Centre and Official Fatwas in Southeast Asian Muslim Countries”、2012.8、International Conference on Centres of learning and changes in Muslim societies、オックスフォード大学(UK)
- ⑥ 塩崎悠輝、“Overview of the Japanese Muslim Society: Past and Future”、2012.6、Workshop of International Institute of Islamic Thought、東京都多摩市多摩スポーツセンター
- ⑦ 塩崎悠輝、“Ahmad al-Fatani’s Fatwa Collection on Modern Problems: Southeast Asian Ulama in the Middle East and Transition of Fiqh Methodology in the late 19th Century”、2012.5、2nd Workshop on the Comparative Study of Southeast Asian Kitabs、上智大学
- ⑧ 塩崎悠輝、「アフマド・ファターニーのファトワー集—19世紀末から20世紀初めにかけてのマッカと東南アジアの関係—」、2012.5、日本中東学会第28回年次

大会、東洋大学

〔図書〕(計1件)

- ① 塩崎悠輝、「カラダーウィーによる欧米のマイノリティ・ムスリムのためのファトワー—サラフィー的方法論とワサティヤ(中道)の概念に基づく現代諸問題への取り組み」、『マイノリティ・ムスリムのイスラーム法学』、日本サウディアラビア協会、5頁～16頁、2012年

〔その他〕

ホームページ等

<http://yshiozak.doshisha.ac.jp/>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

塩崎悠輝 (SHIOZAKI YUKI)

同志社大学・高等研究教育機構・特別任用
助教

研究者番号：00609521

(2) 研究分担者

なし